

平成 30 年度

教育委員会事務事業点検・評価結果報告書

平成31年3月

いちき串木野市教育委員会

目 次

I いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1. 教育委員会行政評価制度の概要 -----	1
2. 平成30年度いちき串木野市教育委員会の取組み方針 -----	1 ~ 2
(1)点検・評価方法	
(2)点検・評価対象事業	
(3)評価の流れ	
(4)行政評価会議委員	
(5)点検・評価のスケジュール	

II いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価結果について

1. 平成30年度いちき串木野市教育委員会重点施策点検・評価項目 ---	3
2. 平成30年度いちき串木野市教育委員会重点施策評価調書 -----	4 ~ 9

資 料

重点施策に関連する主な事務事業項目 -----	10
重点施策に関連する主な事務事業一覧 -----	11 ~ 15
いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱 -----	16

| いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 教育委員会行政評価制度の概要

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものである。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することも規定された。
(以下「条文抜粋参照」)

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 いちき串木野市教育委員会の取組み方針

(1) 点検・評価方法

「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」については、「平成30年度いちき串木野市の教育行政」における各課の重点施策について点検評価することとする。平成21年度から本格実施している、本市におけるいちき串木野市事務事業評価実施要領に基づき、各課の重点施策に関連した主な事務事業については、各課において評価を行い、点検・評価する重点施策の成果・指標として活用するものとする。

(2) 点検・評価対象事業

いちき串木野市教育委員会の基本方針及び重点目標に基づく重点施策の内、5項目について点検評価する。

評価・点検を行なう重点施策

番号	点検・評価重点施策		重点施策に関する主な事業
1	1	安全安心な学校づくり	学校施設整備事業
	2	教育環境の整備充実	特認校生の送迎
2	1	学校保健、安全指導の改善・充実	市通学路安全推進事業
	2	学校経営の充実	学校運営協議会
3	地域ぐるみで子どもの育成		学校、家庭、地域が一体となった青少年健全育成の推進
4	1	各種スポーツ施設の整備充実	総合体育館、庭球場をはじめとする市内社会体育施設の利用促進
	2		各社会体育施設における計画的な修繕等
5	1	豊かな食事の提供	地場産食材使用量拡大
	2	施設設備の整備	学校給食センター整備事業

(3) 評価の流れ

- ① 重点施策の取組状況・重点施策に関する主な事務事業の評価 ⇒ 各課
- ② 外部評価 ⇒ 行政評価会議委員

(4) 行政評価会議委員

点検・評価の客観性を確保するために、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱に基づく5人を選任。

番号	氏 名	番号	氏 名
1	塩屋 かよ子	4	平野 道幸
2	中島 美代子	5	本村 信一
3	西田 憲智		

(5) 点検・評価のスケジュール

- ① 重点施策及び重点施策に関する主な事務事業の評価 平成30年12月実施
- ② 外部評価（行政評価会議） 第1回 平成30年10月17日
第2回 平成31年1月30日
第3回 平成31年2月4日
- ③ 教育委員会議案提出 教育委員会 平成31年2月
- ④ 議会への報告 市議会 平成31年3月
- ⑤ 公表（市のホームページ） 平成31年3月末

II いちき串木野市教育委員会の事務事業の点検・評価結果について

1. 平成30年度いちき串木野市教育委員会重点施策点検・評価項目

番号	点検・評価重点施策		重点施策に関連する主な事業
1	1	安全安心な学校づくり	学校施設営繕事業
	2	教育環境の整備充実	特認校生の送迎
2	1	学校保健、安全指導の改善・充実	市通学路安全推進事業
	2	学校経営の充実	学校運営協議会
3	地域ぐるみで子どもの育成		学校、家庭、地域が一体となった青少年健全育成の推進
4	1	各種スポーツ施設の整備充実	総合体育館、庭球場をはじめとする市内社会体育施設の利用促進
	2		各社会体育施設における計画的な修繕等
5	1	豊かな食事の提供	地場産食材使用量拡大
	2	施設設備の整備	学校給食センター整備事業

2. 平成 30 年度いちき串木野市教育委員会重点施策評価調書

重点施策の取組状況

教委 総務課

重点施策	1－1 安心安全な学校づくり 主な事業：学校施設営繕事業
	1－2 教育環境の整備充実 主な事業：特認校生の送迎

【主な取組状況（平成 30 年 12 月現在）】

1－1 小・中学校、幼稚園については、建築後 45 年以上を経過した昭和 30 年代から 40 年代の学校施設が 28 棟と全施設の 41% を占めている。施設の安全確保のためには、緊急性や重要度を考慮し適切な対応する必要があり、施設状況を確認し、迅速な対応に努めてきている。

1－2 特認校制度については、旧串木野市において H12 に制度導入した。特認校生の通学については、制度開始当時は自力通学としていたが、希望者が少なかった事等から公用車による送迎を開始した。その後、荒川小（H16～）、旭小（H21～）については串木野西中スクールバスを利用することとし、H22 からは冠岳小及び川上小は、タクシーによる送迎を始めた。

これまで、児童の通学に適切な公共交通機関が無いこと等からタクシー及びスクールバスの利用については全額公費によることとしてきたが、他の児童生徒との公平性の観点から、原則「自力通学」であることを確認し、タクシー及びスクールバスを利用する場合は H32 から一部自己負担とすることとしたところである。なお、H30 特認校生の募集に際し、今後の制度見直しについて説明を行ってきたところである。

【今後の方向性】

1－1 施設の営繕については、安全確保の観点から、緊急性や重要度を考慮し迅速な対応に努めていく。
1－2 H32 の特認校生の募集を H31.11 に予定していることから、H31.9 までには一部負担の額を決定し周知していくこととしている。

【外部評価(行政評価会議)主な意見】

1－1 学校施設営繕事業
○学校からの営繕要望に対しては、営繕計画や予算執行の状況を学校に示し、学校と連携を図って営繕を行うこと。

1－2 特認校生の送迎
○特認校生の送迎については、「いきいきバス」を活用した送迎ができるか、検討していただきたい。

重点施策	2-1 学校保健、安全指導の改善・充実 主な事業：市通学路安全推進事業 2-2 学校経営の充実 主な事業：学校運営協議会
------	---

【主な取組状況（H30年12月現在）】

2-1 通学路の安全確保に向けた取組の一つとして平成24年度に通学路の危険箇所の対応策について協議を行った。その後、平成27年度からは毎年取り組んでいる。

毎年6月に、各小・中学校から挙げられた危険箇所について、道路管理者、警察署、学校関係者、スクールガードリーダー及び市教育委員会等による合同現場点検を行っている。7月には、第1回市通学路安全推進会議を開催し、6月に実施した合同現場点検等の結果をもとに、警察をはじめ、道路管理者などの関係機関と対応を協議し、その後、関係機関により、ガードレールの設置や歩道の整備等具体的な対応が行われている。そして、12月に、第2回市通学路安全推進会議を開き、関係機関による対応の進捗状況を確認している。

2-2 平成29年度に全小・中学校に学校運営協議会制度を導入した。この制度の導入の主なねらいは、保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを学校運営に反映できること、そして、学校・家庭・地域社会が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むようにすることである。また、地域の力を生かした特色ある学校づくりを進めることで、学校を核とした地域全体の活性化・地域創生を目指している。

学校運営協議会の委員は、保護者・地域住民・卒業生・学識経験者・教育委員会が適当と認める者などの中から、校長が推薦する。協議会は年間4回開催し、校長が作成する学校運営の基本方針の承認や、学校の課題に意見を出し合うを通して、学校と地域が一体となった学校づくりを推進している。

【今後の方向性】

2-1 市通学路安全推進事業について

- 児童・生徒が安心・安全に通学できることで、各学校で取り組んでいる交通事故ゼロ運動、無事故の継続を図る。
- 通学路の危険箇所を各学校から挙げることを通して、各学校の教職員・保護者・地域住民・児童生徒の危機意識の高揚を図る。
- 道路の危険箇所だけでなく防犯上の危険箇所の確認も行う。

2-2 学校運営協議会について

- 学校運営協議会を核としながら学校・PTA・地域が協働して学校教育目標の具現化を図る。
- 地域によっては小中一貫教育の充実を目指し、中学校区学校運営協議会として、充実を図る。

【外部評価（行政評価会議）主な意見】

2-1 市通学路安全推進事業

- 毎年、通学路の点検が行われ、年々、危険箇所が減少していると評価する。
- 不審者情報が「子ども110番の家」にも伝わるしくみづくりを検討していただきたい。
- 「子ども110番の家」が変更（空き家）になった場合など、児童・生徒に対する周知を十分行っていただきたい。
- 不審者対策や犯罪抑制のため、防犯カメラの設置ができないか検討していただきたい。

2-2 学校運営協議会

- 学校運営協議会制度が始まり、まだ2年目であるが、活動の充実が図られ、協議会からの意見が反映できるよう、取り組んでいただきたい。

重点施策	<p>3 地域ぐるみで子どもの育成</p> <p>主な事業：学校、家庭、地域が一体となった青少年健全育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会教育団体等との連携 ②青少年育成の日推進キャラバン ③子ども会活動の推進 ④イン・リーダー宿泊研修 ⑤アドベンチャーin こしき島 ⑥ジュニア・リーダー宿泊研修 ⑦青松塾
------	---

【主な取組状況（平成 30 年 12 月現在）】

①社会教育団体等との連携

市子連と単位子ども会育成者の研修会を開催し青少年の生活実態や課題また、少年団体の活動の意義を把握し、単位子ども会活動の充実を図る。

②青少年育成の日推進キャラバン

各地区ごとに青少年育成の日の活動実施を働きかけ、各地区の工夫した取組を教育委員やまち協会長をはじめ青少年育成関係者で激励、視察活動を実施。

(田植え・スポーツ大会・七夕、六月燈飾り付け・地引網・講話・手もみお茶づくり等)

③子ども会活動の推進

定期的に市子連の定例会を実施し、地域における子ども会活動の報告や情報交換等を実施。市子連より地区の合同子ども会活動等に対し活動助成も実施。

④イン・リーダー宿泊研修

各单位子ども会に幅広く案内し、子ども会リーダーの宿泊体験活動を実施。

(川内少年自然の家 危険予知トレーニング・チームワークゲーム・野外炊飯・プロネリウム観賞・陶芸体験・話し合い)

⑤アドベンチャーin こしき島

サイクリング・自炊・観光船クルージング体験・スポーツ交流活動・創作活動(ストーンペイント)・長目の浜散策・キャンプファイヤー・ハーベキュー等

⑥ジュニア・リーダー宿泊研修

霧島自然ふれあいセンター アイススケート体験・危険予知トレーニング・講話・レクリエーション研修・創作活動(レザーカラフト)・ニュースポーツ体験

⑦青松塾

鹿児島大学との協定に基づき、鹿大教育学部の学生を講師役として、市内小中学生の自学学習や体験活動を実施。

(21回開催予定 自学学習 レクリエーション・フリーアレンジメント体験・英語体験・七宝焼き体験・郷土のお菓子作り・西岳登山・大学生プラン(スライム、紙皿ヨーヨー)・郷土料理作り等)

【今後の方向性】

①社会教育団体等との連携

各単位子ども会の活動内容の充実と、市スポーツ少年団育成連絡協議会等との連携を更に密にしていくように取り組む。

②青少年育成の日推進キャラバン

子ども会会員が多く参加できるように、各地区の特色を活かした子どもたちの興味をそそる活動また、日頃体験できない活動を開催するよう働きかける。

③子ども会活動の推進

会員減少による活動の衰退にならないように、育成者や子ども会リーダー等への研修や啓発に引き続き努めるとともに、補助金の維持と活動の推進を図る。

④イン・リーダー宿泊研修

研修により習得したことを活かして、各子ども会のリーダーとして活躍してもらうとともに、青少年活動リーダーの育成と活動の活性化のため、ジュニア・リーダーへの加入促進を図る。

⑤アドベンチャーin こしき島

甑島で色々な体験をしながら、異年齢での集団生活や自然体験をとおして、団体行動のルール等を学び、子ども会や学校生活で活かせるようにする。

⑥ジュニア・リーダー宿泊研修

ジュニア・リーダーとしてアドベンチャーin こしき島をはじめ、社会教育課の各種事業への参加・協力、児童生徒の指導等を行えるようにスキルアップを目指す。

⑦青松塾

自学学習活動で自ら考え学ぶ習慣を身に付け、新たな体験ができるようにプログラムを検討していく。

【外部評価(行政評価会議)主な意見】

3 学校、家庭、地域が一体となった青少年健全育成の推進

○青少年健全育成については、多くの活動が実施され、すばらしいと感じるが、広く市民の皆さんにも知っていただけるよう、広報にも努めていただきたい。

○「学校、家庭、地域が一体となった」とあるが、三者それぞれの担う役割が明確になっていないのではと感じる。それぞれの役割が果たせるような取り組みにしていただきたい。

○子どもたちが自ら考え、意見が反映できる取り組みも検討していただきたい。

重点施策	4-1 各種スポーツ施設の整備充実 主な事業：①総合体育館、庭球場をはじめとする市内社会体育施設の利用促進 ②各社会体育施設における計画的な修繕等
	4-2 第75回国民体育大会等への準備 主な事業：①市国民体育大会実行委員会の開催、大会PR等

【主な取組状況（H30年12月現在）】

- 4-1 長崎鼻プール補修、総合体育館トイレ補修、生冠中学校屋外照明施設補修など利用者の利便性を考慮し、利用促進に努めている。
- 4-2 2020年度開催の鹿児島国体・全国障がい者スポーツ大会へ向け、いちき串木野市実行委員会の開催、会場設営に係る設計、ホームページ開設、各種イベント時における国体等ダンス披露による国体等PR。福井国体及び全国障がい者スポーツ大会視察の実施。

【今後の方向性】

- 4-1 社会体育施設の維持管理については、利用者ニーズを考慮しながら、施設の計画的な修繕を実施するとともに、施設の長寿命化を目指しながら利用促進を図っていく必要がある。また、公共施設等個別施設計画を策定に向け、将来の社会体育施設のあり方を検討している。
- 4-2 鹿児島県と連携を図り、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催へ向けた準備を進めていく。また、本市開催競技の実施準備や国体等のPR等実行委員会等で協議検討していく。

【外部評価（行政評価会議）主な意見】

- 4-1 各種スポーツ施設の整備充実
- 駐車場の不足が予想される場合は、周辺の駐車場からの送迎を検討していただきたい。
 - 各体育施設の利用率が上がる情報提供や、周辺施設（温泉等）と連携した取り組みの検討をしていただきたい。
 - 総合体育館のトレーニングルームについて、高齢者の方が活用できる取り組みを行っていただきたい。
- 4-2 第75回国民体育大会等への準備
- 大会が盛り上がるよう、環境整備（看板設置、花いっぱい運動等）に努めていただきたい。

重点施策	5－1 豊かな食事の提供 主な事業：地場産食材使用量拡大
	5－2 施設設備の整備 主な事業：学校給食センター建設事業

【主な取組状況（H30年12月現在）】

5－1 学校給食センターでは、学校給食の食材は可能な限り地場産物を使用するよう努めており、給食物資納入業者に地場産食材の納入を依頼するほか、農業塾等から購入している。

主な地場産は、たまねぎ、じゃがいも、ニンジン等の農産物で、平成30年度（4月～12月）は6,170kgで、購入野菜の約20.9%となっている。（県内産30.6%、県外産48.5%）

また、このほか児童生徒に地域の文化や産業に対する理解を深めてもらうため、特産品であるさつま揚げ、ちりめん、味平かぼちゃ、まぐろなどをを使った給食を提供している。

5－2 学校給食センター建設事業は、建設地を変更したことから一部設計を見直し、詳細設計が10月末に完成した。当初の予定からすると、コスト縮減を含め大幅に変更し、平屋建とした。

【今後の方向性】

5－1 学校給食における地元産食材の使用量を拡大するためには、市外の市場と同程度の価格であること、必要な時に安定した量を確保できるかなどが大きな課題となっている。そのため、県や市農政課と協議を進めながら、安全・安定、安価な食材の納入を取り扱う組織（生産者等で組織する給食部会など）づくりに努め、引き続き、給食物資納入業者や農業塾、JAさつま日置農協等と連携を図りながら、地場産食材の拡大並びに充実に努めていく。

併せて、児童生徒に地域の文化や産業に対する理解を深めてもらうため、ポンカンやサワーポメロなど特産品を使った給食の提供に努める。

5－2 建設事業費が大きいことから、共同企業体による発注を予定しており、2月に入札、その後、契約議案として3月議会に上程し、議決を経たのち工事着手となり、平成32年3月完成予定で、試運転等を重ね4月供用開始することとしている。

また、建設事業と並行して、厨房設備以外の給食用備品等の発注や、調理配送等業務の民間委託事務作業など、事業が遅滞なく進んでいくよう努めていく。

【外部評価(行政評価会議)主な意見】

5－1 豊かな食事の提供

- 食物アレルギー対策や衛生管理については、体制ができていると評価する。
- 地場産食材については、品目（じゃがいも、たまねぎ等）を指定し、価格を決め、一定の量が納入できる仕組みづくりの検討をすること。
- 新学校給食センター建設後の、旧串木野・市来学校給食センターの活用策を検討すること。

5－2 施設設備の整備

- 新給食センター建設後も地元からの職員雇用に努めること。
- 災害時にも活用できる施設にしていただきたい。



資料

重点施策に関連する主な事務事業項目

番号	点検・評価重点施策		重点施策に関連する主な事業	頁
1	1	安全安心な学校づくり	学校施設整備事業	11
	2	教育環境の整備充実	特認校生の送迎	
2	1	学校保健、安全指導の改善・充実	市通学路安全推進事業	12
	2	学校経営の充実	学校運営協議会	
3	地域ぐるみで子どもの育成		学校、家庭、地域が一体となった青少年健全育成の推進	13
4	1	各種スポーツ施設の整備充実	総合体育館、庭球場をはじめとする市内社会体育施設の利用促進	14
			各社会体育施設における計画的な修繕等	
	2	第75回国民体育大会等への準備	市国民体育大会実行委員会の開催、PR等	
5	1	豊かな食事の提供	地場産食材使用量拡大	15
	2	施設設備の整備	学校給食センター整備事業	

H30重点施策に関する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要		指標名	実績(見込)	成果名	主な成果指標 実績(見込)	事業の成果・課題・評価	
				指標名	実績(見込)					事業の成果・課題・評価	
5-1	豊かな食事の提供	(1) 地場産食材使用量拡大	学校給食センター	地場産物を学校給食に活用することにより、児童生徒が地域の文化や産業に対する理解を深め、あわせて児童生徒の心身の健全な発達に寄与する。	地場産食材(野菜)の使用率調査	購入した食材(野菜・果物類)を産地別に重量換算する。	地場産食材(野菜)の使用率 平成30年度(4月～12月) 20.9%	地場産食材(野菜)の使用率 平成29年度(4月～12月) 16.7%	地場産食材(野菜)の使用率 平成30年度(4月～12月) 20.9%	平成29年度の地場産食材の使用率16.7%に対し、平成30年度(12月末)で20.9%であり4.2ポイント上回った。引き続き地元産食材の使用拡大を図るとともに、地場産食材の使用拡大を図るため関係機関や関係団体と連携を図り、生産者等による給食部会等組織の構築に努める必要がある。	
5-2	施設設備の整備	(3) 学校給食センター建設事業	学校給食センター	学校給食の拠点施設として、新学校給食センターを整備することにより、学校給食衛生管理基準の徹底と安全安心な学校給食の提供や食育の推進を図る。	詳細設計の作成及び工事着手	一部を除き要望どおりの詳細設計が完成した。	詳細設計の完成手 平成30年50%	詳細設計の完成手 平成30年50%	詳細設計の完成手 平成30年50%	建設地変更に伴い、停滞しつつあった建設事業も、詳細設計が完成を行ったことで、債務負担行為を設定したことでの予算を担保できた。今後は、2月に入札を実施し、契約議案を3月議会で上程し、4月から工事を着手する予定である。	

平成30年度重点施策に関する主要な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標 実績(見込)	事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)		
1-1	安心安全な学校づくり	学校施設整備事業	教委総務課	小・中学校、幼稚園については、建築後45年以上を経過した昭和30年代から40年代の学校施設が28棟と、全施設の41%を占めている。これまで、耐震化工事、大規模改修等を実施し、現在は空調設備の整備に取り組んでいるところであるが、今後、学校施設の補修整備の必要性は益々高まるものと思われる。小・中学校、幼稚園施設の整備を行っており、児童生徒の教育環境を整える。	H30.12現在施設整備件数・金額()は、1件5千円を超えるもの	0件	学校・幼稚園における安全性の確保には日常的な施設等の整備が欠かせないため、施設状況を確認し、迅速な対応に努めてきており、これまで事故は発生していない。	学校・幼稚園における安全性の確保には日常的な施設等の整備が欠かせないため、施設状況を確認し、迅速な対応に努めてきており、これまで事故は発生していない。
1-2	教育環境の整備充実	特認校生の送迎	教委総務課	特認校生の通学については、児童の通学に適切な公共交通機関が無いこと等から、荒川小及び旭小については串木野西中スクールバスを利用するこどとし、冠岳小及び川上小についてタクシーによる送迎を行っている。タクシー及びスクールバスの利用について、これまで全額公費によるこどとしてきたが、他の児童生徒との公平性の観点から、制度の見直しが求められてきた。	H32から費用負担のあり方の検討自己負担を求める。	負担額につい てはH31.9までに決定する。	「自力通学」という特認校制度本来の原則を改めて周知するとともに、スクールバス、タクシーや送迎を利用する場合はH32から一部自己負担とするこどとし、H30特認校生の募集に際し、今後の制度見直しについて説明を行った。	H32の特認校生の募集をH31.11に予定していることから、H31.9までは一部負担の額を決定していくこととしている。

H30重点施策に関する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標			事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	
2-1	学校保健安全指導の改善・充実(市通学路安全推進)	市通学路安全推進	学校教育課	通学路の危険箇所について、道路管理者、警察署、学校関係者、スクールガーディーダー、市教育委員会による合同現場点検を行い、安全確保のための対応を協議する。	通学路合同点検	年1回開催	危険箇所件数	27か所
2-2	学校経営の充実(学校運営協議会)	学校運営協議会	学校教育課	学校運営協議会は、校長が推薦し、教育委員会が任命した保護者や地域住民などの委員により構成され、校長が承認する学校運営の基本方針を作成したり教育活動などについて意見を述べたりすることを通して、地域と一体となつた学校づくりを推進する。	学校運営協議会	年4回開催	学校運営協議会の開催数	2回開催 6校 3回開催 8校

平成30年度重点施策に関する主要な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業の概要		主な活動指標		事業の成果・課題・評価		
		事務事業名	所管課	指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)	
3-①	社会教育団体等との連携	市子連・市女性連・市スポーツ少年団等との連携を図るとともに、情報の共有を行い、各単位子どもも会活動の活性化を促す。	社会教育課	研修会の実施 少年団体成人指導者研修会	5月13日 原則6月16日 (土)(年6月3日～8月18日) (生福地区は台風等により中止)	市子ども会育成者等の参加 市子ども会育成者等の参加 児童・生徒、育成者等の参加	育成指導者 40人 子ども会員 554人 育成・指導者 487人	生活習慣の乱れや人間関係、メディアの普及による問題等の青少年の生활実態と課題について、また自然体験活動や少年団体の活動の意義について学習し、毎月の子どもも会活動の充実や育成者の養成を図る。
3-②	青少年育成の日推進キャラバン	「青少年育成の日」(毎月第3土曜日)の意義を再認識するとともに、子ども会の活性化など地域で子どもを育てる環境づくりを推進する目的で「青少年育成の日」を推進キヤラバン隊による各地区合同子どもも会の訪問を実施する。	社会教育課	市子連と連携し、「青少年育成の日」(毎月第3土曜日)の意義を再認識するなどとともに、子ども会の活性化など地域で子どもを育てる環境づくりを推進する。また活動を支援するために、補助金を交付する。	単位子ども会 107団体	青少年の会 1回500円(年6回が上限) 合同子ども会開催補助金 1回3800円(年1回)	8地区	各地区特色のある活動を計画し、実施していた。子どもも会員、育成者・地域住民(特に高齢者)との幅広い年代での体験活動が行わっていた。中学生の参加拡大を働きかける必要がある。
3-③	子どもも会活動の推進	子どもも会の役割や目的について認識を深め、多くの友達と様々な体験活動を通して、子ども会や地域リーダーとして活躍できる資質を養う。	社会教育課	市内の小・中学生が3泊4日の宿泊学習をとおして交流を深めるとともに、に観島の広大な自然の中で、様々な活動に挑戦し自己を磨き豊かで強い心を養う。	宿泊研修の実施(1泊2日)	小学4年～20日 川内少年自然の家	小学生14名 中学生2名 ジュニアリーダーの参加	各子ども会の会員数が減少傾向で活動自体できない、または行事を縮小している子どももある。地域の実情に応じて近くの子ども会と合同で活動を実施させるなどの検討も必要。
3-④	イン・リーダー宿泊研修	子どもも会の役割や目的について認識を深め、多くの友達と一緒に観島の広大な自然の中で、様々な活動に挑戦し自己を磨き豊かで強い心を養う。	社会教育課	市内の小・中学生が3泊4日の宿泊学習をとおして交流を深めるとともに、に観島の広大な自然の中で、様々な活動に挑戦し自己を磨き豊かで強い心を養う。	宿泊研修の実施(3泊4日)	小学5年～中学生の参加 日 鮫島県民レクリエーション村他	小学生25名 中学生3名 ボランティア12名	各公民館の子ども会のリーダーが参加し、レクリエーションや体験活動をとおして団体行動の意義やルールを学んだ。
3-⑤	アトベンチャーアイ こしき島	ジユニア・リーダーとしての役割や働きについての認識を深めるとともに、異年齢での様々な体験活動を通して地域でリーダーとして活躍できる資質を養う。	社会教育課	鹿児島大学教育学部の協力のもと、自身に付け、体験活動でふるさとの自然や歴史に触れ豊かな心を育てる。	宿泊研修の実施(1泊2日)	小学5年～10日～11日 霧島自然ふれあいセンター	小学生25名 定員25名	小学生から専門学生までの幅広い年代で、灼熱の暑さの中、移動は自転車で、食事の買い出しから準備片付けをはじめ様々な体験活動を行うことができた。
3-⑥	ジユニア・リーダー宿泊研修	鹿児島大学教育学部の協力のもと、自身に付け、体験活動でふるさとの自然や歴史に触れ豊かな心を育てる。	社会教育課	鹿児島大学活動により自ら考え学ぶ習慣を身に付け、体験活動でふるさとの自然や歴史に触れ豊かな心を育てる。	宿泊研修の実施(1泊2日)	平成31年2月 10日～11日 霧島自然ふれあいセンター	小学生21名 中学生3名 大学生講師22名	現在、ジユニア・リーダー会員14名。学校行事や部活動等で、定例会等活動への参加人数が減少傾向である。会員の拡大と現会員の質向上が求められる。
3-⑦	青松塾	毎週土曜日(第2・3を除く)年間21回中央公民館他	社会教育課	毎週土曜日(第2・3を除く)年間21回中央公民館他	市内小中学生、大学生講師の参加	小学生21名 中学生3名 大学生講師22名	学習の開始終了後に青松五訓を齊唱し、自ら学習計画や時間配分を考え、大学生講師の指導のもと学習できていた。体験活動では、西岳登山・七宝焼き等、日常生活では体験できない活動が行えた。	

H30重点施策に関する主な事務事業一覧

番号	主要施策	事務事業名	所管課	事務事業の概要	主な活動指標		主な成果指標	事業の成果・課題・評価
					指標名	実績(見込)	成果名	実績(見込)
4-1-①	各種スポーツ施設の整備充実	総合体育館、庭球場をはじめとする市内社会体育施設の利用促進	市民スポーツ課	スポーツカレンダーの作成(3月20日号広報紙掲載)、市ホームページ掲載。指定管理者と連携し、利用促進を図る。	H29. 4～11月 利用者合計 175,149人 H29利用者合計 258,657人 H30. 4～11月 利用者合計 187,951人 H30利用者合計 見込265,000人	H29. 4～11月 利用者合計 175,149人 H29利用者合計 258,657人 H30. 4～11月 利用者合計 187,951人 H30利用者合計 見込265,000人	H29. 4～11月 利用者合計 175,149人 H29利用者合計 258,657人 H30. 4～11月 利用者合計 187,951人 H30利用者合計 見込265,000人	社会体育施設の平成30年度の4～11月の利用者合計は187,951人で、前年度同期よりも12,802人(7.3%)増加している。今後も大会等の誘致に努め、利用者増を見ること。
4-1-②	各種スポーツ施設の整備充実	各社会体育施設における修繕等計画的な修繕等	市民スポーツ課	社会体育施設の老朽化部分の修繕及び整備充実を図る。	体育施設修繕料 16,587千円	体育施設修繕料 16,587千円	16,587千円	長崎県プール補修、総合体育館トイレ補修、生冠中学校屋外照明施設修繕他、利用者の利便性を考え、利用促進に努めている。 今後、公共施設等個別施設設計画を策定方針を検討している。
4-2-①	第75回国民体育大会等への準備	市国民体育大会実行委員会等の開催、会場設計、PR等	市民スポーツ課	国体実行委員会等の開催、会場設計、先進地視察、国体等PR等の実施。	国体等準備促進 5,500千円	国体等準備促進 5,500千円	5,500千円	2020年度開催の鹿児島国体・全国障がい者スポーツ大会へ向け、いちき串木野市実行委員会の開催、会場設営に係る設計、ホームページ開設、各種イベント時における国体等ダンス披露によるPR。福井国体及び全国障がい者スポーツ大会視察の実施。

3 いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行の状況の点検及び評価を行うため、いちき串木野市教育委員会行政評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、いちき串木野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理並びに執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 評価会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 評価会議に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、評価会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 評価会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月26日から施行する。